

# 力協議会だより

## 「児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会」開催

1. 放課後児童支援員等研修等のあり方について
2. 放課後児童支援員認定資格の基準のあり方について
3. 放課後児童支援員研修等資質点（3）子育て支援員研修 専門研修「放課後児童」「ース」

ある中で、質を担保する方策を検討すべきではないか」「昨今の社会環境等を踏まると、追加削減する科目はあるか」

「放課後児童クラブに従事する者のスキルアップにつながるよう資質向上研修の研修体系のようなものが必要ではないか」

「現認者が繰り返し、研鑽を積む機会とする観点から、国として統一の科目・受講時間等を設定するべきか」

「まだ人手不足が深刻である」と

早期退職者が多いことの抜本的な解決策ではない、「職員の確保」に主眼が置かれた考え方も示されています。

## 「いじも性暴力防止法施行準備検討会」検討づく

「いじも家庭厅は二〇二五年四月から、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（通称「いじも性暴力防止法」）の下位法令にあたるガイドライン（施行期日は二〇二六年一二月二五日）を策定するために、「いじも性

げいじもうつか」

「基礎資格について『大学・大学院卒業者において、一定の従事経験をもつ者』を追加したいと考えるが、適当な条件にほどのようなものが考えられるか」

「基礎資格要件と類似であり、かづ同等以上の資格を新たに基礎資格に追加することにしてはどうか」

「第六回専門委員会は、二〇二六年一月頃に開催され、この議事についてひきつづき検討する予定とのことです。

暴力防止法施行準備検討会（以下、検討会）を開催しています。

この会議には全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）もオブザーバーとして参加し、二〇一五年七月にはヒアリングも受けました（本誌二〇一五年九月号、二月号「協議会だより」参照）。

二〇一五年九月に示された「中間とりまとめ」を制度の骨格として、現在、検討がつづけられているのは以下の項目についてです。「制度対象」「認定等」「安全確保措置①（早期把握、相談、調査、保護・支援、研修）」「安全確保措置②（犯罪事実確認）」「安全確保措置③（防止措置）」「情報管理措置」「監督等」「その他」。ガイドラインは年内に作成される予定とのことです。

## 「総合経済対策」閣議決定 「放課後のこどもの居場所」 拡大モデル事業を創設

二〇一五年一月二一日に閣議

決定された総合経済対策に、「放課後のこどもの居場所」を拡大するモデル事業を創設」することが示されています。このモデル事業について、現時点でこども家庭庁から説明されたのは、つぎの二点です。

◇「放課後のこどもの居場所」の充実は、「こどもにとっても（安全・安心な育ち）」「子育て家庭にとっても（両立支援・育児負担の軽減）」重要であり、喫緊の課題。

◇国が、企業、市町村等に賃借料や人件費等を補助し、企業等による放課後の小学生の安心・安全な預かりを拡大。

「待機児童対策の一層の強化と放課後の児童の居場所確保」に集中的に取り組むという国姿勢は、放課後の児童の居場所確保に集中的に取り組むという国姿勢は、二〇一四年二月に発出された「放課後児童対策パッケージ二〇一五」でも示されていました。

この間、報道などで「虐待や貧困、不登校、子どもの自殺など緊急度の高い課題が取り上げられています。

こうした状況が「こどもの居場所づくり」が求められる背景となっていることは、二〇一三年二月に「子どもの居場所づくりに関する指針」が策定されたことからもうかがえます。

しかし、学童保育の役割は、保護者が労働等の理由により雇用、

家庭にいない小学生の「生活の場」です。居場所づくり事業は、学童保育の代替にはなりません。私たちは、居場所づくり事業が推進されることにより、学童保育を拡充することの優先度が下がってしまったことを危惧しています。

二〇一三年、二〇一三年の予算の執行状況を見ると、国が放課後児童健全育成事業の運営費や施設整備費等の予算を確保していくものの、自治体が少子化と人口減少、自治体の財政難、公共施設の再編の動きがあることを理由に交付申請せずにおよび、執行されなかったり、施設整備や質の向上に消極的になっている様子がうかがえます。

今後も、今回のモデル事業の動向を注視する必要です。全国連協ではひきつづき情報収集を行い、

また、喫緊の課題の「放課後児童支援員の人材確保」の解決策を、「資格の取得方法を容易化する」方向に求める自治体も出てきています。これでは保育の質の確保そのものが困難になりますし、子どもたちの命と安全を守るという学童保育の役割を壊るがしかねません。

今回、示されたモデル事業は、全国連協が要望しつづけてきた、「待機児童の解消は、学童保育を必要とする地域に学童保育をつくり、増やしていくはかない」「有資格者の指導員が就労継続できるようにするために制度の拡充と、指導員の育成・定着に向けた方策として処遇改善を進めてほしい」「学童保育を児童福祉法上の児童福祉事業（第六条）から、児童福祉施設（第七条）に位置づけてほしい」ということは相反する動きです。